

習志野市告示第84号

改正 平成23年3月1日告示第69号

改正 平成24年7月9日告示第194号

改正 平成26年4月30日告示第114号

改正 令和2年3月31日告示第86号

改正 令和3年3月24日告示第35号

改正 令和4年5月9日告示第159号

改正 令和6年4月1日告示第92号

習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりを推進するために、習志野市木造住宅耐震診断費補助金(以下「補助金」という。)を予算の定めるところに従って交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げる全ての要件を満たす住宅をいう。

ア 本市に存すること。

イ 平成12年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。)であること。

ウ 柱、はり等の主要構造部が木材の在来軸組構法及び枠組壁工法(2×4工法)によって建築された建築物(建築基準法の一部を改正する法律

(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法によって建築されたものを除く。)であること。

エ 地上階数が2以下であること。

(2) 木造住宅耐震診断士 市長が別に定める習志野市木造住宅耐震診断士登録等要領に基づき登録された者をいう。

(3) 木造住宅耐震診断 木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に記載された一般診断法又は精密診断法により地震に対する木造住宅の安全性を診断することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、木造住宅耐震診断を受ける者であって、次に掲げる要件を満たすもの(一の木造住宅を所有するものが2人以上いる場合は、その者らが代表者として選任したものに限る。)とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

(2) 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、木造住宅耐震診断に要する費用とする。

2 補助金の額は、木造住宅耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、80,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 交付規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、木造住宅耐震診断に係る契約を締結する前に、習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅の登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日を
確認できる書類

(2) 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(代理受領)

第6条 市長は、交付規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)からの委任に基づき、交付決定を受けた者に支給されるべき額の限度において、交付決定を受けた者に代わり、木造住宅耐震診断を行った木造住宅耐震診断士(以下「診断を行った者」という。)に当該補助金を支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の支給があったものとみなす。

3 交付決定を受けた者から補助金の受領の委任を受けた診断を行った者(以下「代理受領者」という。)は、当該交付決定を受けた者から、第4条第1項の費用から補助金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。

4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定を受けた者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

(実績報告)

第7条 交付規則第16条の規定により実績報告をしようとするときは、習志野市木造住宅耐震診断費実績報告書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書

(2) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し

(3) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書又は前条第4項の領収書の写し

(交付の請求書)

第8条 交付規則第19条の規定により補助金等の交付の請求をしようとするときは、習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が補助金を受領する場合は、委任状(別記第4号様式)を添えなければならない。

(申請書等)

第9条 交付申請書、実績報告書及び交付請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月1日 告示第69号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日 告示第194号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年4月30日 告示第114号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 告示第86号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 告示第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月9日 告示第159号)

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則(令和6年3月29日 告示第92号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号 様 式 (第 5 条)

(第 1 面)

習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けたいので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付要件確認のため、「住民票の記載事項」について、調査することに同意します。

1 補助金の交付申請額 円 ((C)を記入)

2 補助金の額の算定

耐震診断に要する費用の見積額(A)

(A) 円 $\times 2 \div 3 =$ (B) 円

※ (B)は、1,000 円未満の端数を切り捨てた額を記入

(B)と 80,000 円のいずれか少ない額 (C) 円

3 耐震診断の着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

(第2面)

4 建物概要

建物所在地※1				
用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅(☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)			
規模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
	2階	m ²	m ²	m ²
	1階	m ²	m ²	m ²
	合計	(A) m ²	m ²	(B) m ²
	(A) ÷ (B) × 100 = %			
建築年月日※2	年 月 日			

※1 建物所在地には、建物がある土地の地名地番を記入すること。

※2 建築年月日には、確認通知日又は着工日を記入すること。

5 木造住宅耐震診断士

習志野市木造住宅耐震診断士登録 第 号
資格 () 建築士 () 登録 第 号
千葉県主催の既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習会
受講年度 年度
受講番号 番
所属(千葉県建築士事務所協会習志野支部・千葉県建築士会習志野支部)
氏名
事務所名 () 建築事務所 () 知事登録 号
所在地
電話番号
備考

6 添付書類

(1) 木造住宅の登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月

日を確認できる書類

(2) 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条）

習志野市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により、習志野市木造住宅耐震診断費補助金の交付決定の通知を受けた木造住宅耐震診断が完了したので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の額	円
2 着手年月日	年 月 日
3 完了年月日	年 月 日
4 添付書類	(1) 木造住宅耐震診断結果報告書 (2) 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収証の写し
5 習志野市木造住宅耐震診断費 補助金交付要綱第6条の規定により補助金の受領を委任した額	円

第3号様式（第8条）

習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名 印

電話番号

習志野市補助金等交付規則により、習志野市木造住宅耐震診断費補助金の交付を次のとおり請求します。

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	習志野市指令 第 号
3 交付決定額	円		
4 交付確定額	円		
5 交付請求額	円		

6	金融機関名		預金区分	1普通・2当座・3貯蓄
	支店名		口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義			

第4号様式(第8条)

委 任 状

年 月 日

習志野市長 宛て

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

私は、習志野市木造住宅耐震診断費補助金 _____ 円について、下記の者に受領の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

振 込 先

金融機関名 _____

本・支店名 _____ 本・支店

預金種別 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____